

【重要】IP 規約改定のご案内・誤植訂正とお詫び

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊社水素製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

2026 年 9 月 1 日付けで、**概要書面（発行日：2025. 7. 15）・契約書面（発行日：2025. 7. 15）**を以下の通り改訂いたします。

【改定内容 1】

- 赤字部分を追記いたします。

第 11 条 IP 資格の譲渡・承継

■ IP 資格の承継

IP 資格の承継については、次の条件全てを満たした場合に限り、認められるものとします。

- (1) 承継者は 3 親等以内の法定相続人であり、且つ他の相続人からの同意が得られていること。
 - (2) 弊社が審査によって承継を承認すること。なお、承継者は、審査の内容については、一切の異議を述べることはできません。
 - (3) IP の死亡日から 3 ヶ月以内に、弊社の要求する書類（相続関係の証明、他の相続人の同意届、死亡を証明する書類、IP 登録申請書兼ビジネスユニット登録申請書等）を全て提出すること。
- ただし、(1)の法定相続人が IP の死亡を知った日から 3 ヶ月以内に弊社の要求する書類の提出が困難であることを、同期間内に弊社宛に申し出た場合には、弊社が同期間の伸張を許可する場合があります。
-

【改定内容 2】

- ⑤の次に記載されていた※の赤字文章を削除いたします。

第 41 条 アワードプログラム

■ ステップアッププログラム

(1) ステップアッププログラムを達成するには、コミッション計算期間において、次の条件全てを満たす必要があります。

- ①あなたが AIP であること。
- ②各タイトルの資格達成条件を満たしていること。
- ③資格達成条件は、コミッション計算期間内で同時に満たしていること（【ステップアッププログラム表】参照）。
- ④第 43 条資格認定において、認定されること。
- ⑤資格認定される時点で退会していないこと。

※ステップアッププログラム表における、PR 組織の AIP 人数は、2013 年 2 月 1 日以降に登録した IP のみカウントされます。

2025 年 7 月 15 日付けの概要書面（発行日：2025. 7. 15）・契約書面（発行日：2025. 7. 15）におきまして、第 56 条の内容に誤植がございました。

深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。

【訂正内容】

誤植箇所：第 56 条 規約違反に対する処分(1)の⑦が記載されておりました。

訂正後：⑦が追加され、正しい内容は以下の通りです。

第 14 章 その他の事項

第 56 条 規約違反に対する処分

(1) 弊社は本規約に違反した個人 IP、法人 IP、法人 IP の代表者に対し、速やかな通知を行い、これら該当者本人又はその紹介者となる IP 若しくはその上位の IP に対し、弁明機会を与え、次のいずれかの処分、または複数の処分を科すことができます。ただし、弊社は緊急性その他事情を配慮し、通知及び弁明機会の付与を省略することができます。

- ①注意・警告処分
 - ②コミッションの支払停止及び既払いコミッションの返還処分
 - ③再教育処分・経過観察
 - ④是正期間の適用（弊社による該当 IP のビジネス状況の確認）
 - ⑤セミナー開催、参加、新規登録活動の禁止
 - ⑥ビジネス活動（全部または一部）の禁止処分
 - ⑦資格認定・各権利取得/ 認定の撤回処分、各種特典の取り消し及び返還
 - ⑧グループのはく奪処分
 - ⑨IP 資格はく奪処分
-

お気づき・ご不明な点等がございましたら、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせ下さいませ。これからも、末永く弊社製品をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

株式会社アッチェ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-16 虎ノ門 1 丁目 MG ビル 10F

<https://acche.co.jp/>

カスタマーサービス TEL : 03-3539-3099（月～金 11:00～17:00 祝日・年末年始を除く）

メールフォーム : <https://acche.co.jp/contact/>（24 時間受付）